

## 自治会長事務手数料の廃止と（仮称）自治会交付金の創設について

### 1 経過

市内各自治会では、住民相互の親睦の醸成や環境美化の取組等の良好な地域社会の形成に資する活動が行われ、自治会長は、市と自治会の連絡調整や広報誌の配布など、様々な場面で市と地域住民の皆様のパイプ役としての役割を担っていただいております。

現在、自治会長事務手数料は、各自治会長又は自治会に対しお支払いをしておりますが、世帯数の多い自治会長への手数料が高額であるなど、これまで本制度に対しまして、変更が必要との市民の声もいただいていたところでもあります。

一方で、市が各自治会にご協力いただく業務は多岐にわたり、自治会長のみならず、役員をはじめとした自治会員によって、それらの業務は協力し合い行われている現状があります。また、本年6月に実施した自治会に関するアンケート調査において、「行政の支援として必要なもの」として、自治会への「財政支援」を望まれる意見を多数いただいたところです。

さらには、本年10月より市広報の発行を月2回から月1回へと変更するなど、各自治会への負担軽減も図ってきたところでもあります。

これらの現状を鑑み、自治会長事務手数料の在り方も含めて、自治会連合会とも相談のうえ、自治会活動を円滑に継続いただくための支援を検討した結果、現行の自治会長事務手数料を令和7年度で廃止し、自治会に対する新たな財政支援として、広報配布等事務協力と自治会活動に対する財政支援を併せた（仮称）自治会交付金を創設しようとするものでございます。

### 2（仮称）自治会交付金の概要

（仮称）自治会交付金は、広報配布等事務協力事業と自治会活動事業を対象として各自治会からの申請に基づき交付します。

#### ・広報配布等事務協力事業

本市が発行する広報紙その他行政資料等の配布・回覧及び各種行政施策実施への協力に関する事業

#### ・自治会活動事業

自治会の運営及び自治会活動の推進に関する事業

例：自治会長他役員手当、草刈り手当、ごみ集積所の清掃手当、自治会活動に係る保険料、案内通知書の郵送料、切手代、紙代、印刷費等